



平成28年8月31日

精華町教育委員会

教育長 太田 信之 様

精華町教育委員会所管施設
指定管理者評価委員会

委員長 勝山 享

精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び 評価結果について

本委員会は、精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、指定管理者が行う下記施設の管理運営状況等について審査及び評価を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 指定管理者の名称

特定非営利活動法人精華町体育協会

2 公の施設の名称

精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設

- ①精華町立体育館・コミュニティーセンター
- ②打越台グラウンド・テニスコート
- ③池谷公園多目的コート
- ④木津川河川敷多目的広場

3 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日の5年間

4 審査及び評価対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日の1年間

5 審査及び評価方法

指定管理者から提出された事業報告書、教育委員会によるモニタリング評価結果、指定管理者に対するヒアリング等により審査するとともに評価を実施した。本委員会の委員3名により、議論を尽くす中で、十分な審査及び評価が実施できたものと考える。

なお、本委員会は、指定管理者制度導入による効果を検証するものとして、指定管理者の適否や法人自体の評価は実施していない。

また、平成27年度実績に対する審査・評価に焦点を絞り、実施するものとした。

平成29年度末に指定管理期間が終了することから、指定管理者制度継続採用の妥当性を検証する必要があるが、別の機会を設けて議論することとする。

6 審査及び評価結果

当該施設の管理運営業務に係る平成27年度実績については、審査の結果、総合的に適正な管理運営業務が実施されたものと評価した。

なお、今後の管理運営業務がさらに充実したものになるよう、指定管理者及び教育委員会として引き続き検討されたい点についても、次のとおり本委員会の意見として記すこととした。

【評価した点】

- 各種団体等と十分な調整やニーズの把握がなされるとともに、利用者アンケートに基づく当日利用希望者の対応やトレーニング室のポイントカード導入等、施設利用者の利便性を向上させた。
- むくのきセンターでの自主事業では、スポーツに関する取り組みにとどまらず、文化に関する事業も拡充され、施設の設置目的を十分に理解したサービスが提供された。
- 一部施設の利用時間の延長や上記のような改善努力が積極的に進められた結果、公共的活動に対する減免など、公共的活動への支援も行いつつ、これまでの実績を上回る収入が得られた。
- 利用時間の延長や事業内容の拡充にかかわらず、効率的な職員配置により人件費が抑制されるとともに、安い外部委託に依存せず、職員による事業実施や運営により委託費も抑制された。
- 一部照明施設へのLED電球の採用、利用者に対する継続的な節電の呼びかけ等により、電気代を大幅に縮減された。
- 中長期的な経営感覚に基づく管理運営の結果、指定管理業務全体の収支バランスが保たれた。

【検討を要する意見】

- 指定管理者は、利用者が気持ちよく利用できるよう、接客対応等、職員の資質向上につながる職場研修の充実を図られたい。
- 指定管理者は、各施設の認知度を一層高めるべく、施設概要や事業内容等の積極的な広報展開を図られたい。
- 教育委員会と指定管理者は、消費税率や電気代の動向を注視し、中長期的な観点での経営計画を検討されたい。また、検討の際には、利用料金の見直し等、利用増加や利便性向上につながる収支両面からの研究も進められたい。

- 教育委員会と指定管理者は、各施設が町民にとって不可欠な存在となるよう、町の福祉施策との連携や防災活動の拠点機能となる事業展開についても研究を進められたい。
- 教育委員会は、本件対象施設の設置者として、経年劣化による施設状況を認識し、利用者の安全面に配慮した中長期的な修繕計画の策定や指定管理業務に支障をきたさぬよう、基本計画の範疇を超える修繕に要する予算確保等に努められたい。